

岐阜県農業経営改善促進資金融通事業実施細則

平成 7年 2月 6日付け農経第516号
最終改正 令和 4年 5月20日付け農経第342号

第1 目的

この細則は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）並びに県の農業施策に基づき、農業者等がこの資金の融通を受けるのに必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この細則において「農業者等」とは、実施要綱第4の1に規定するものをいう。

第3 利子補給金の交付

- 1 県は、実施要綱第6の2の（2）により岐阜県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が、農業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）の低利預託基金の造成に充てるため民間金融機関から、長期借入金を借り入れたときは、当該借入金に係る利子相当額について、予算の範囲内において基金協会へ利子補給金を交付するものとする。
- 2 利子補給金の交付は、毎年4月1日から翌年3月31日まで対象期間とし、年1回行う。
- 3 利子補給金は、概算払により交付することができる。
- 4 基金協会は、前項により利子補給金の交付を受けたときは、事業完了後30日以内に実績報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

第4 利子補給金の算出

第3の1により利子補給金を交付する長期借入金は、実施要綱第6の1により定められる県の貸付予定目標額（見込年間平均残高）の6分の1に相当する額以内の額（以下「利子補給対象額」という。）とし、利子補給金は利子補給対象額に係る支払利息であって、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について、その期間内における利子補給対象額残高に借入利率を乗じて得た額の合計額とする。

第5 利子補給金の交付申請

基金協会は、第3による利子補給金の交付を受けようとするときは、農業経営改善促進資金基金造成利子補給金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

第6 利子補給金の交付決定等

- 1 県は、第5の規定により利子補給金の交付申請の提出があった場合は、利子補給金の額を決定し基金協会に通知する。
- 2 基金協会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく農業経営改善促進資金基金造成利子補給金交付請求書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第7 利子補給金の支払

県は、第6により利子補給金の請求書の提出があったときは、これを受理した日から30日以内に支払うものとする。

第8 低利預託基金の預託

実施要綱第6の2の(2)に定める基金協会による融資機関(実施要綱第6の2の(3)の①に定める融資機関をいう。以下同じ。)への預託金の額は、第9の3により県で設定した融資機関別の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額とする。

第9 貸付目標額の設定

- 1 融資機関は、市町村その他関係機関と協議のうえ、次年度の貸付予定目標額を策定し、12月28日までに県へ提出する。(別記第3号様式)
- 2 県は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、低利預託基金の造成見込み、本資金の貸付実績等を基礎として関係機関と協議し、毎年度、県の貸付予定目標額を策定することとし、実施要綱第6の1の(3)により「貸付目標額協議書」を東海農政局へ提出する。
- 3 県は、実施要綱第6の1の(4)の内示を受け県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する低利預託基金の造成額を決定し、融資機関及び基金協会に通知するとともに東海農政局へ報告する。(別記第4号、第5号、第6号様式)
- 4 融資機関は、年度途中において貸付目標額を変更しようとするときは、あらかじめ県と協議するものとする。

第10 融資機関による貸付け

- 1 本資金を融資しようとする金融機関は、あらかじめその旨を県に届け出る(別記第7号様式)とともに、基金協会との間において実施要綱第6の2の(3)の②に定めるところに従い基本契約を締結するものとする。
- 2 融資機関は、実施要綱第4に規定するところに従い本資金を貸し付けるものとし、実施要綱第4の5の「貸付利率」については、別途定める農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領(平成15年10月21日付け水田第951号)によることとする。

第11 借入手続

- 1 本資金の借入れを希望する農業者等(以下「借入希望者」という。)は、資金利用申込書兼借入申込書(実施要綱に定める様式第1号をいう。以下「申込書」という。)に農業経営改善計画(実施要綱第2に定める計画をいう。)及び同認定書を添付して融資機関に提出する。

借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。
- 2 融資機関は、1の書類を特別融資制度推進会議(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議をいう。以下「推進会議」という。)に送付し、認定を求めるとともに、責任をもって本資金の貸付けについて判断する。
- 3 推進会議は、農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等を総合的に審査し、適当と認めたときは、速やかに県に認定報告書

(別記第9号様式)を送付する。

- 4 融資機関は、申込書の受理から、原則として1ヶ月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知する。

第12 認定条件変更等に係る報告

- 1 推進会議は、実施要綱第4の4の(3)により極度額の変更認定を行ったときは、速やかに県に報告するものとする。
- 2 融資機関は、実施要綱第4の7の但し書きにより、農業経営改善計画期間終了後3年の範囲内での返済を認めたときは、速やかに県に報告するものとする。(別記第10号様式)

第13 資金貸付け等の適正化

融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、実施要綱第7の「資金貸付け等の適正化について」に留意し、特に担保・保証人の徴求の弾力化については、概ね次の基準とする。

- (1) 経営実績が良好な経営体で、概ね貸付額に見合う担保の提供があれば原則として保証人は徴求しない。(ただし、法人の構成員を除く。)
- (2) 保証人を徴求する場合には、人数の抑制や部分保証(限定保証)の採用など極力保証条件の軽減に努める。

第14 報告の徴収等

- 1 基金協会は、知事が第3の利子補給金の交付に係る低利預託基金の造成に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該基金造成に係る書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。
- 2 融資機関は、知事が本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第15 その他

融資機関、その他の関係機関は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)その他個人情報保護に関する規定に基づき、本資金に係る申込書等の個人情報について、適正に取り扱うものとする。

附 則

この細則は、平成7年2月6日から適用する。

附 則

この細則は、平成8年11月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成12年1月25日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年4月25日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年7月29日から適用する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成15年10月21日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年5月18日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年1月1日から平成27年3月31日までの期間にかかる利子補給金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この細則は、令和4年5月20日から適用する。ただし、第11の1に掲げる規定の改正の部分については、令和4年6月1日から施行する。